

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ることを目的として大阪市（以下「市」という。）が実施する大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「医療的ケア」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項の定めるところによる。

2 この要綱において、「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項の定めるところによる者をいい、次の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 第7条第1項による利用登録申請の時点において、大阪市の住民基本台帳に住民登録があること
- (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること
- (3) 在宅で同居の保護者又は介護を行う者による介護を受けて生活していること
- (4) 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護により医療的ケアを受けていること

3 この要綱において、「家族」とは、医療的ケア児の児童福祉法第6条に規定する保護者で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っていると市長が認めた者をいう。

(事業内容)

第3条 本事業は、市と本事業に係る協定を締結した指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）その他の訪問看護を行う保険医療機関（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関をいう。）（以下これらを「指定訪問看護事業者等」という。）が、訪問看護療養費の適用を超える自宅利用や訪問看護療養費の適用外となる自宅以外（保育所、学校等の登下校、校内・校外活動を除く）での訪問看護を提供するために行う。ただし、指定訪問看護事業者等が、サービスを提供できないと判断した場合は、この限りでない。

(利用対象者)

第4条 本事業の利用対象者は、医療的ケア児の家族（以下「利用対象者」という。）とす

る。

(利用時間)

第5条 本事業を利用できる時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 1回あたりの利用時間は1時間以上6時間以内（1時間単位）とする。
 - (2) 1年度（4月1日から翌年3月31日まで）内において、104時間（年度途中からの申請の場合、利用の決定月から3月までの残月数（利用の決定月を含む）に9を乗じた時間）を限度とする。
- 2 緊急時の利用など、市長が認める場合は前項第1号に定める時間を超えて利用できるものとする。

(サービス給付費用)

第6条 本事業に基づくサービス給付費（以下「給付費」という。）は、別表1に定める基準額から、別表2に定めるサービスの利用につき、その費用の一部として負担すべき額（以下「利用者負担額」という。）を控除した額とする。

- 2 本事業に基づき利用対象者が指定訪問看護事業者等からサービスの提供を受けたときは、市は利用対象者に代わり、給付費を当該利用指定訪問看護事業者等に支払うものとする。
- 3 第5条第1項で定める本事業の利用に係る限度を超える費用や他に発生する費用（交通費やキャンセル料等）については、利用対象者と指定訪問看護事業者等との定めによるものとし、この要綱の定めによらないものとする。

(利用登録申請)

第7条 本事業の利用を希望する利用対象者は、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録（変更）申請書」（様式第1号。以下「利用登録申請書」という。）に、次に掲げる資料を添付して市長に提出し、あらかじめ事業の利用登録を受けなければならない。

- (1) 第2条第2項第4号に規定する医師の訪問看護指示書（当該医師が記載した日から6ヶ月を経過していないものに限る。）の写し（以下「訪問看護指示書」という。）
 - (2) 利用対象者が属する住民基本台帳上の同一世帯員について、当該年度分（4月から6月にあつては前年度分）の市町村民税の額が証明できる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 利用対象者は、前項第2号の書類を提出できない場合は、「同意書」（様式第2号）の提出をもって、これに代えることができる。

(利用登録決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、30日以内(申請内容を補正するための期間は除く)に利用登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、審査にあたり必要と認めるときは、利用対象者及び利用対象者が属する住民基本台帳上の同一世帯員等の住民登録資料、税務資料、その他資料について、調査、照会、閲覧することができる。

3 市長は、前条第1項の申請があった場合において、利用登録をすることを決定したときは、別表2に基づき、当該利用登録の決定を受けた者(以下「利用登録者」という。)のサービスの利用に係る利用者負担額を認定し、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録決定通知書」(様式第3号。以下「決定通知書」という。)により、利用対象者に通知するものとする。

4 市長は、前条第1項の申請を却下したときは、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録却下決定通知書(様式第4号)」により、利用対象者に通知するものとする。

(登録期間)

第9条 本事業は、利用登録の有効期間(以下「登録期間」という。)内に限り、これを利用することができる。

2 登録期間は、前条第1項の規定による利用登録の決定があった日(以下「利用登録決定日」という。)から当該利用登録決定日が属する年度の末日までとする。

(利用の決定の更新)

第10条 利用登録者は、前条の登録期間の終了後も、引き続き本事業の継続利用を希望する場合は、改めて第7条の規定による申請を行わなければならない。

(変更等の届出)

第11条 利用登録者は、第8条第1項の規定による利用登録の決定内容について、変更を希望する場合は、「利用登録申請書(様式第1号)」に変更事項を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合の手続については、第8条の規定を準用する。

3 市長は、前項の規定による決定がなされたとき、前項により準用する第8条第1項による当初の決定は、前項による決定通知書記載の登録期間の開始日の前日まで有効とする。

(利用者負担額の変更)

第12条 利用登録者は、世帯区分に変更があったときは、「利用登録申請書(様式第1号)」に、第7条第1項第2号に掲げる書類その他の必要な書類を添付して、市長に申請しなけ

ればならない。

- 2 前項の申請にあたり利用登録者が、第7条第1項第2号に掲げる書類を提出できない場合は、「同意書」（様式第2号）の提出をもって、これに代えることができる。
- 3 市長は、第1項の申請に基づき、別表2により、利用者負担額の変更の認定（以下「利用者負担額変更認定」という。）をしたときは、決定通知書により利用登録者に通知するものとする。
- 4 利用者負担額の変更は、利用者負担額変更認定があった日が属する月の翌月（当該利用者負担額変更認定があった日が月の初日である場合は、当該月）から適用する。

（利用登録の辞退）

第13条 利用登録者は、登録期間内において、利用登録を辞退しようとするときは、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録辞退届（様式第5号）」により、遅滞なく、市長に届け出るものとする。

（利用登録決定の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用登録者が看護及び介護を行っている医療的ケア児が死亡したとき
 - (2) 利用登録者が本事業の利用を辞退したとき
 - (3) 利用登録者が看護及び介護を行っている医療的ケア児が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
 - (4) 偽りその他不正の申請により第8条第1項の規定による利用登録の決定を受けたとき
 - (5) その他市長が不相当と認めたとき
- 2 市長は、前項の規定により利用登録決定を取り消したときは、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録取消通知書（様式第6号）」により利用登録者に対して通知することとする。
- 3 第1項の規定により利用登録が取り消された場合、市長は給付費を支払わない。

（事業の従事者）

第15条 本事業を行う者は、第3条に規定する指定訪問看護事業者等とする。

- 2 本事業を実施する事業者として登録しようとするときは、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業事業者登録申請書」（様式第7号）に、次に掲げる資料を添付し、訪問看護事業所（健康保険法第89条第1項に規定する訪問看護事業所をいう。）ごとに、市長に申請を行うこととする。
- (1) 訪問看護事業者の指定決定通知書の写し

- (2) 職員配置一覧
 - (3) 職員（看護師）の資格証の写し
 - (4) 訪問看護事業所の運営規定
- 3 市長は、前項による申請を受けたときは、その内容を審査し、30日以内（補正の期間を除く）に登録の可否を決定するものとする。
 - 4 市長は、前項の審査の結果、登録することを決定したときは、当該申請者に対し、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業事業者登録決定通知書」（様式第8号）により通知し、登録しないことを決定したときは、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業事業者登録却下通知書（様式第9号）」により通知するものとする。
 - 5 第3項の規定により登録の決定を受けた事業者は、市と協定を締結しなければならない。
 - 6 前項の規定による協定は、「協定書」（様式第10号）を標準として締結するものとする。
 - 7 第5項の規定による協定を締結した指定訪問看護事業者等は、申請の内容に変更が生じた場合は、当該変更内容について「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業事業者登録変更届出書」（様式第11号）に記載し、市長に提出しなければならない。
 - 8 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定訪問看護事業者等に係る登録の抹消及び協定の解除を行うことができる。
 - (1) 指定訪問看護事業者等が不正に給付費の請求を行ったとき
 - (2) 指定訪問看護事業者等が健康保険法第95条による指定訪問看護事業者の指定の取消しを受けたとき
 - (3) 指定訪問看護事業者等が法令、この要綱又は市長が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき
 - (4) 指定訪問看護事業者等が法令、この要綱又は市長が業務に関し行う指示に違反したとき

（サービスの利用）

- 第16条 利用登録者が本事業を利用するときは、決定通知書を指定訪問看護事業者等に提示し、指定訪問看護事業者等と大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用契約を結ばなければならない。
- 2 利用登録者は、当該指定訪問看護事業者等に直接依頼することにより、サービスを利用するものとする。
 - 3 当該指定訪問看護事業者等は、緊急連絡先その他必要な事項を確認し、当該訪問看護指示書に基づき、サービスを提供するものとする。
 - 4 サービスを利用した利用登録者は、当該指定訪問看護事業者等に利用者負担額を支払わなければならない。

- 5 サービスを提供した当該指定訪問看護事業者等は、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業サービス提供実績報告書」（様式第12号）に必要事項を記入し、当該利用登録者の確認を受けなければならない。
- 6 サービスは、当該指定訪問看護事業者等の営業時間内に利用することを原則とする。ただし、営業時間外であっても、利用登録者と当該指定訪問看護事業者等とが協議のうえ、利用可能とされた場合は、その限りではない。

（請求及び支払い）

- 第17条 指定訪問看護事業者等は、市から給付費の支払いを受ける場合は、サービス提供の翌月10日（当該日が閉庁日である場合は、直前の開庁日）までに「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業サービス提供実績報告書」（様式第12号）に請求書を添えて市長に請求しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適正と判断される場合は、請求があった日から30日以内に給付費を支払うものとする。

（不正利得の返還）

- 第18条 市長は、指定訪問看護事業者等が虚偽その他の不正な手段により前条第2項による給付を受けた場合は、当該指定訪問看護事業者等からその給付費の全額又は一部を返還させることとする。

（事業者の遵守事項）

- 第19条 指定訪問看護事業者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 医療的ケア児の自宅等に従業者を派遣し、医師の指示に基づく医療的ケアを伴う見守りを適切に行うこと。
 - (2) 指定訪問看護事業者等は、利用登録者に対して本事業のサービスを提供したときは、サービスの提供内容について記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。
 - (3) 本事業によるサービスの提供の際、事故や体調の急変が発生した場合は、利用登録者及び市長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - (4) 本事業によるサービス提供の際、指定訪問看護事業者等の責めに帰すべき事由により、医療的ケア児、利用登録者、その他家族（以下「関係者」という。）の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、関係者に対してその損害を賠償しなければならない。
 - (5) 関係者からの苦情又は相談があった場合、関係者の状況を詳細に把握し、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行わなければならない。また、苦情に対しては、関係者の立場を考慮しながら、事実関係の認定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行わなければならない。

(6) 業務上知り得た関係者の個人情報保護に十分留意しなければならない。

(報告等)

第20条 市長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、指定訪問看護事業者等に対して事業に係る報告及び書類の提示を指示し、当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定訪問看護事業者等の関係のある場所に立ち入り、又は必要な調査をさせることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表1) 第6条関係

支払対象経費	基準額
指定訪問看護事業者等が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護のうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護の時間を除く）に係る費用	<p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>金額＝A×7,500円（1時間当たり単価）</p> <p>備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>A サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間。</p> <p>※1回あたりの利用時間は1時間以上6時間以内（1時間単位）とする。</p> <p>※対象児童1人につき、1年度（4月1日から翌年3月31日まで）内において、104時間（年度途中からの申請の場合、利用の決定月から3月までの残月数（利用の決定月を含む）に9を乗じた時間）を限度とする。</p>

(別表2) 第6条・第8条関係

世帯区分	利用者負担額 (1時間当たり単価)
生活保護法による被保護世帯及び 当該年度分の市町村民税非課税世帯	0円
当該年度分の市町村民税課税世帯	750円

備考

- この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）をいう。
- この表において「世帯」とは、利用対象者が属する住民基本台帳上の世帯をいう。
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援助成受給世帯の所得区分認定については、この表中の被保護世帯とみなして取り扱う。

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業 利用登録（変更）申請書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

次のとおり、大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録（変更）申請をします。
なお、大阪市が指定訪問看護事業者等から事業に必要な利用者の情報を得ること及び指定訪問看護事業者等へ事業に必要な利用者の情報を提供することについて同意します。

- 新規申請
 変更申請（変更のあった項目のみ右端の「変更」欄にチェックを記入してください。）

									変更
フリガナ									
申請者氏名 (保護者等)									
利用登録者との続柄									
申請者住所	〒								
申請者電話番号									

フリガナ									
利用登録にかかる 医療的ケア児氏名									
生年月日	年	月	日		歳	X			
医療的ケアの状況	<input type="checkbox"/> 気管切開 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 酸素療法 <input type="checkbox"/> 痰の吸引 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他 ()								
登録訪問看護事業所 所在地									
登録訪問看護事業所 名称									

(添付資料)

- 訪問看護指示書の写し
 世帯全員の市町村民税の額を証する書類または同意書（様式第2号）

【裏面にも記載箇所があります】

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業にかかる同意事項

- ・ 利用登録申請に対して大阪市が登録の決定を通知してから、大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業（以下「レスパイト事業」という。）を利用します。
- ・ レスパイト事業の利用を開始する前に、利用する事業所に対して、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録決定通知書（第3号様式）」を提示します。
- ・ 利用上限を超える費用やその他に発生する費用（交通費やキャンセル料等）については、大阪市は負担しません。
これらの費用負担については、利用者及び申請者と事業者との間で、費用負担する者を明らかにし、費用負担について双方同意のうえ、サービスを利用します。
- ・ 損害の賠償について利用する事業所から説明を受け、同意したうえでレスパイト事業を利用します。
- ・ 事業の実施に際し、大阪市が事業所から事業に必要な利用者の情報を得る場合があります。
- ・ レスパイト事業を医療保険制度による訪問看護と連続して利用する場合は、医療保険制度による訪問看護を優先して利用します。
- ・ 利用登録の内容に変更が生じる場合場合は、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録（変更）申請書（第1号様式）」を登録事業所に提出します。
- ・ 虚偽その他の不正な手段によって申請、利用等を行ったことが判明した場合は、大阪市は利用登録を取り消すとともに、大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業実施要綱第6条第1項に規定する支払いを行いません。

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業の利用登録申請にあたり、以上の事項及び『大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業実施要綱』の内容を確認し、同要綱を遵守すべきことについて、同意しました。

同意書

(あて先) 大阪市長

私は、大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業の利用登録を受けるにあたり、私及び以下の世帯員全員について、住民登録資料、課税台帳等の関係公簿を閲覧されることに同意します。
なお、以上の内容については、次の世帯員全員の承諾を得ています。

住民票上同一の世帯に属する世帯員についてご記入ください。

フリガナ 氏名	生年月日	続柄	住所（申請者と異なる場合）	※市記載欄 課税状況
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			

年 月 日

(申請者)

住所 大阪市 区 _____

氏名 _____

※ 本年1月1日現在（1～6月の申請の場合は前年1月1日現在）に市内に在住されていない方は閲覧できませんので、市町村民税の額を証する書類の提出が必要です。

(様式第3号)

大福祉 第 号
年 月 日

申請者住所
申請者氏名 様

大阪市長

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業 利用登録決定通知書

年 月 日付けの大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業の利用登録
(変更) 申請について、次のとおり決定したので通知します。

利用登録内容

利用登録者氏名 (保護者等)	
利用登録にかかる 医療的ケア児氏名	
生年月日	年 月 日
利用登録年月日	年 月 日
登録期間	年 月 日から 年 3 月 31 日まで
利用時間	年 時間を上限とする
利用者負担額	円 (1時間あたり)

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業者

登録訪問看護事業所 所在地	
登録訪問看護事業所 名称	

(様式第4号)

大福祉第 年 月 日
年 月 日

申請者住所
申請者氏名 様

大阪市長

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業 利用登録却下決定通知書

年 月 日付けの大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業の利用登録
(変更) 申請について、次の理由により却下したので通知します。

(却下理由)

(様式第5号)

大福祉 第 号
年 月 日

申請者住所
申請者氏名 様

大阪市長

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業 利用登録辞退届

年 月 日付けで決定された大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業の
利用登録について、次のとおり辞退を希望します。

利用登録者氏名 (保護者等)	
利用登録にかかる 医療的ケア児氏名	
利用辞退日	年 月 日
利用辞退理由	

(様式第6号)

大福祉第 年 月 号
年 月 日

申請者住所
申請者氏名 様

大阪市長

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業 利用登録取消通知書

年 月 日付で決定した大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業の
利用登録について取り消したので、通知します。

利用登録者氏名 (保護者等)	
利用登録にかかる 医療的ケア児氏名	
利用登録取消日	年 月 日
取消理由	

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業 事業者登録申請書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

申請者 所在地
(事業者) 名称
代表者 (役職名)
(氏名)

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業を行う事業者として、登録を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者 (事業者)	フリガナ				
	法人の名称				
	法人の所在地		〒		
	法人代表者氏名				
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		e-mail			
登録を受けようとする事業所	フリガナ				
	*事業所の名称				
	*事業所の所在地		〒		
	事業所代表者氏名				
	訪問看護ステーションコード				
	指定年月日 (訪問看護)				
	連絡先	*電話番号		FAX番号	
		*e-mail			
担当者氏名					

*印のついている項目は、大阪市が作成する登録事業者一覧表等で公表します。

(添付資料)

- 訪問看護事業者の指定決定通知書の写し
- 職員配置一覧
- 職員(看護師)の資格証の写し
- 訪問看護事業所の運営規定

(様式第8号)

大福祉第 年 月 号
年 月 日

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名 様

大阪市長

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業 事業者登録決定通知書

年 月 日付けの大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業の事業者登録申請について、次のとおり決定したので通知します。

利用登録内容

法人の名称	
法人の所在地	
法人代表者	
事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所代表者氏名	
訪問看護 ステーションコード	
利用登録年月日	年 月 日

(様式第9号)

大福祉第 年 月 号
年 月 日

法人の所在地
法人の名称
代表者氏名 様

大阪市長

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業 事業者登録却下通知書

年 月 日付けの大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業の事業者登録申請について、次の理由により却下したので通知します。

(却下理由)

協 定 書

大阪市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第 1 条 大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、乙は事業を実施し、甲はこれに対し給付費を支給する。

（法令等の遵守）

第 2 条 乙は、事業の実施にあたり、法令及び実施要綱並びに甲が業務に関し行う指示等を遵守し、事業を誠実に履行するものとする。

（給付費の支給）

第 3 条 甲は、乙から給付費の請求があったときは、法令及び実施要綱に照らして審査の上、支払うものとする。

（報告等）

第 4 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を指示し、乙若しくは乙の従業者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは乙の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（記録の整備）

第 5 条 乙は、実施要綱に基づくサービスの提供に関して、甲が別に定める記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

（給付費の返還）

第 6 条 甲は、乙が給付費を不正又は不当に請求受領した場合において、乙から給付費として交付した金額の一部又は全部の返還させることとする。
2 乙は、甲から給付費の返還を求められた場合は、速やかに返還しなければならない。

（損害賠償）

第 7 条 乙は、本事業によるサービス提供の際、乙の責めに帰すべき事由により、医療的ケア児、利用登記者、その他家族（以下「関係者」という。）の生命、身体、財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、関係者に対してその損害を賠償しなければならない。

（苦情・相談対応）

第 8 条 乙は、関係者からの苦情又は相談があった場合、関係者の状況を詳細に把握し、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行わなければならない。また、苦情に対しては、関係者の立場を考慮しながら、事実関係の認定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行わなければならない。

（登録の抹消等）

第 9 条 甲は次のいずれかに該当するときは、乙の事業の登録の抹消を行い、協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 乙が、不正に給付費の請求を行ったとき。
- (2) 乙が、健康保険法（大正11年法律第70号）第95条による指定訪問看護事業所の指定取消しを受けたとき。
- (3) 乙が、健康保険法第80条による保険医療機関の指定取消しを受けたとき。

- (4) 乙が、法令及び実施要綱並びに甲が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 乙が、法令及び実施要綱並びに甲が業務に関し行う指示に違反したとき。

(暴力団等関与に対する登録の抹消及び協定解除)

第10条 甲は、大阪府警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、乙の事業の登録の抹消を行い、協定を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの（構成員とみなされる場合を含む。）。以下「構成員等」という。）であるとき。
- (2) 構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。
- (4) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し又は使用しているとき。
- (5) 暴力団又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結したとき。
- (6) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき。
- (7) 乙の役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたとき。
- (8) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から 年 月 日までとする。

- 2 この協定有効期間満了日までに、甲、乙双方から協定終了の意思表示がない場合は自動的に更新するものとする。
- 3 自動的に更新する場合の協定有効期間満了日は、更新前の期間満了日の属する年の翌年の3月31日とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市
大阪市長

⑩

乙 事業者住所：
事業者（法人）名：
代表者名：
事業所名称：
事業所所在地：

⑩

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業 事業者登録変更届出書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

申請者 所在地
(事業者) 名称
代表者 (役職名)
(氏名)

次のとおり、登録を受けた内容を変更しますので、関係書類を添えて変更を申請します。

登録内容を変更する事業所

フリガナ	
事業所の名称	
事業所の所在地	〒
変更があった事項 (該当する番号に○を付記)	変更の内容
(1) 事業所の名称 (*)	(変更前)
(2) 事業所の所在地 (*)	
(3) 申請者(事業者)の名称	
(4) 代表者の氏名及び住所	(変更後)
(5) 定款及び登記簿の謄本等	
(6) 運営規定	
(7) その他	
変更年月日	年 月 日
記入担当者	

*印のついている項目は、大阪市が作成する登録事業者一覧表等で公表します。

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業 サービス提供実績報告書

(あて先) 大阪市長

所在地
名称
代表者 (役職名)
(氏名)

次のとおり、大阪市医療的ケア児在宅レスパイト事業におけるサービスを提供したので報告します。

利用登録者氏名		サービス提供月	年	月分
医療的ケア児氏名		生年月日	年	月 日
当該1年間(※1)における累計利用時間 (本件実績までを含む)			時間 /	時間

日付	サービス提供時間※2		サービス算定時間※4	備考※3	署名	サービス実施場所
	開始時刻	終了時刻				
日	:	:	:			1 自宅 (保険適用外の時間) 2 自宅外 (場所;)
日	:	:	:			1 自宅 (保険適用外の時間) 2 自宅外 (場所;)
日	:	:	:			1 自宅 (保険適用外の時間) 2 自宅外 (場所;)
日	:	:	:			1 自宅 (保険適用外の時間) 2 自宅外 (場所;)
日	:	:	:			1 自宅 (保険適用外の時間) 2 自宅外 (場所;)
日	:	:	:			1 自宅 (保険適用外の時間) 2 自宅外 (場所;)
日	:	:	:			1 自宅 (保険適用外の時間) 2 自宅外 (場所;)
日	:	:	:			1 自宅 (保険適用外の時間) 2 自宅外 (場所;)
日	:	:	:			1 自宅 (保険適用外の時間) 2 自宅外 (場所;)

サービス算定時間 合計	:
-------------	---

- ※1 当該1年間とは、4月1日～翌3月31日までを指します。
- ※2 健康保険法の適用対象となる訪問看護の時間を除いてください。
- ※3 同日に複数事業所がサービスを提供した場合、他の事業所について、事業所名およびサービス提供時間を記載してください。
- ※4 日ごとのサービス算定時間は、サービス提供時間数を記載し、サービス算定時間合計は、1時間単位で記載してください。
- ※5 利用登録者の当該サービス提供月の実績内容について報告してください。